

条例見直しの手続きについて

条例の見直しの仕組みについて

■趣旨

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みを整え、平成20年度から見直しの作業に着手しています。

神奈川県条例の見直しに関する要綱(平成20年4月1日施行)

■条例見直しの仕組みの概要

1 対象となる条例(要綱第4条関係)

○次のいずれかの規定を含む条例のうち、他に条例の見直しを行う適切な方法があるか否か等を考慮して知事が特に必要と認める条例には、見直し規定を制定附則に設けることとしています。

- ・県民の権利を制限し、又は義務を課す規定
- ・特定の県民に直接に利益を付与する規定
- ・県民生活に関連する政策の方向付けをする規定

2 見直しの周期(要綱第5条関係)

○原則として、5年ごとに行いますが、条例の内容に照らして、5年より難しい場合には、別の年数を定め、当該年数ごとに条例の見直しを行います。

3 見直しの視点(要綱第6条関係)

○少なくとも5つの視点に基づいて行います。

○これらの視点については、条例の内容に応じ柔軟に適用しますが、**必要性及び適法性の視点に基づく見直しは必ず行います。**

必要性

条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか、また、県が対応しなければならない課題であるか。

有効性

条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。

効率性

条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。

基本方針適合性

条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。

適法性

条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

4 見直しの手順（要綱第7条関係）

○概ね次の手順により行います。

ア 条例の制定の趣旨の確認

イ 直近5年間における条例の施行の状況の把握

ウ 条例に関連する社会状況の推移の把握

エ アからウまでの内容に基づき、「3.見直しの視点」から検討

オ エの結果に基づき、条例の改正又は廃止の可否（運用の改善等の可否を含む。）を判断

5 見直しに当たっての留意点（要綱第8条関係）

○次の事項に留意して行います。

ア 条例の運用の実績を踏まえて客観的に行うこと。

イ 条例の内容に応じ、県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取の結果を適宜参考とすること。

ウ 条例の見直しの周期、所管する条例の数、条文数その他の事情を勘案し、計画的に行うこと。

6 調書の作成（要綱第9条関係）

○「3.見直しの視点」に基づき、「4.見直しの手順」にしたがい、「5.見直しに当たっての留意点」に留意して条例の見直しを行った後、条例見直し調書（第1号様式）を作成し、政策局長に送付します。

7 見直しの期限（要綱第10条関係）

○条例の見直しは、見直しの周期となる年数が経過した後、原則として1年以内に行うよう努めます。

8 見直し結果の公表（要綱第11条、第12条関係）

○見直し結果については、原則として見直しを行った後最初に開催される所管常任委員会に対し報告するとともに、それらを一覧表にとりまとめ、県ホームページに掲載することにより県民に公表します。

9 見直しの結果に基づく措置（要綱第13条関係）

○見直しの結果、条例の改正又は廃止をすることとした場合は、所管常任委員会への報告の後、原則として1年以内に改正又は廃止に係る議案の提出を行うよう努めます。また、条例の運用の改善等を行うこととした場合は、所管常任委員会への報告の後遅滞なく、必要な措置を講ずるよう努めます。